

平成 29 年 9 月 20 日発行

国土の「所有者不明土地化」が進行しています

今年 6 月、元総務相 増田寛也氏ら民間有識者の作る研究会によって、日本全国 2 億 3 千万筆の土地のうち登記上の持ち主を特定できないものが 20.3%、面積にして 410 万 ha に上るという推計が公表されました。この面積は九州を上回ります。

所有者不明の土地が発生する要因は、相続登記が行われなかったことが大半を占めています。相続登記は義務ではなく、行うかどうか、またその時期についても相続人の意思に委ねられています。

所有者不明の土地によって生じる問題は数多くありますが、その中でも深刻なものが「災害時の復興の妨げとなる」「空家の取り壊しが出来ず、防犯上・安全面で問題となる」ことです。また公共的な問題だけではなく、所有者不明の土地の隣地を持つ人が自分の土地を売却したくても、境界を確定できないために売ることが出来ないという事態も起こります。

所有者不明土地の問題は、その影響の大きさから様々なところで対応策が検討されています。

以後の登記を辿りやすくする「登記簿へのマイナンバー記載」、所有者不明土地に対して「公共事業目的であれば不明の所有者の同意が無くても自治体が利用権を設定できるようにすること」などです。放置するとさらに拡大が見込まれるこの問題については、早急な対応が望まれるところで





年金法改正 新たに年金を受けとれる方が増えました

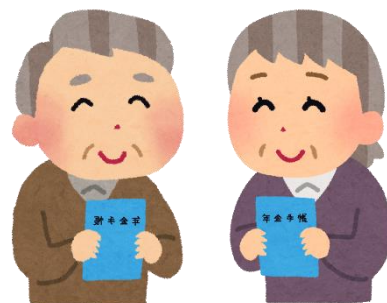
平成 29 年 8 月 1 日より老齢年金を受け取るために必要な資格期間が 25 年から **10 年**に短縮されました。

資格期間とは下記のことを合計したものです。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ② サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ③ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

この改正により約 64 万人が新たに受給資格を得る見通しです。また年金の額は、納付した期間に応じて決まりますので 10 年間納付の場合は満額（H29 年度は 779,300 円）の概ね 4 分の 1 になります。

対象となる人には日本年金機構より順次、黄色い封筒で年金請求書が郵送されます。請求の手続きが必要となりますので、ご家族や親族で思い当たる方がいれば、一度確認されることをおすすめします。



厚生年金保険料の改定

平成 29 年 9 月分（10 月納付分）より毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）にかかる厚生年金保険料率が 18.30%（事業主と被保険者で折半）に引き上げられます。

保険料率は平成 16 年の 13.93%から段階的に引き上げられてきましたが、今年の引上げで国の決めた上限に達し、固定化されます。ただ安倍政権では、幼児教育無償化の財源を社会保険料の上乗せなどで確保する『こども保険』構想があり、政権の方針次第では固定化されたはずの料率がアップする可能性もあります。

京都市 平成 30 年度から宿泊税導入へ

京都市で観光客等を対象にする宿泊税が、早ければ平成 30 年度にも導入される見通しとなりました。宿泊税は東京都や大阪府が導入しているほか、北海道や金沢市でも議論が進んでいます。

京都市での宿泊税の課税対象は、民泊を含むホテル・旅館などの全宿泊施設で利用者が負担します。税額は現時点で明らかになっていませんが、宿泊金額に応じて段階的に税額を上げていくようです。宿泊税を既に導入している東京都や大阪府では課税されていない 1 万円未満の少額な宿泊料でも負担を求めていくようですが、修学旅行生は免除される方針です。

宿泊税導入にあたり、宿泊施設側は宿泊税の名称とその額を表示するように指示を受けていますが、それらが明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となります。領収書を受け取る宿泊者は、宿泊税についてしっかり明記してもらうようにしましょう。